

令和元年第3回大仙市議会定例会会議録第4号

---

令和元年9月20日（金曜日）

---

議事日程第4号

令和元年9月20日（金曜日）午前10時00分開議

---

- 第 1 議案第84号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 議案第85号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第86号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第90号 字の区域の変更について  
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第87号 大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第88号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第89号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第91号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）  
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第92号 令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第10 議案第 93号 令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第11 議案第107号 平成30年度市立大曲病院事業会計決算の認定について  
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第12 議案第108号 平成30年度大仙市上水道事業会計決算の認定について  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第13 議案第109号 平成30年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第14 議案第110号 平成30年度大仙市下水道事業会計決算の認定について  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第15 議案第 94号 平成30年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第16 議案第 95号 平成30年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について（決算特別委員長報告）
- 第17 議案第 96号 平成30年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の  
認定について（決算特別委員長報告）
- 第18 議案第 97号 平成30年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について（決算特別委員長報告）
- 第19 議案第 98号 平成30年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて（決算特別委員長報告）
- 第20 議案第 99号 平成30年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について（決算特別委員長報告）
- 第21 議案第100号 平成30年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について（決算特別委員長報告）
- 第22 議案第101号 平成30年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認  
定について（決算特別委員長報告）
- 第23 議案第102号 平成30年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定について（決算特別委員長報告）
- 第24 議案第103号 平成30年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
について（決算特別委員長報告）

- 第25 議案第104号 平成30年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第26 議案第105号 平成30年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第27 議案第106号 平成30年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第28 請願第12号 請願書(請願事項:秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください。)  
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第29 陳情第30号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について  
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第30 意見書案第18号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書  
(質疑・討論・表決)
- 第31 意見書案第19号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書  
(質疑・討論・表決)
- 第32 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について
- 第33 議員の派遣について

---

出席議員(26人)

1番 渡邊 秀俊	2番 小笠原 昌作	3番 三浦 常男
4番 佐藤 隆盛	5番 挽野 利恵	6番 秩父 博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡 喜芳	9番 本間 輝男
10番 藤田 和久	11番 佐藤 文子	13番 小松 栄治
14番 後藤 健	15番 佐藤 育男	16番 古谷 武美
17番 児玉 裕一	18番 佐藤 芳雄	19番 高橋 徳久
20番 橋本 五郎	22番 佐藤 清吉	23番 金谷 道男
24番 大山 利吉	25番 鎌田 正	26番 高橋 敏英
27番 橋村 誠	28番 高橋 幸晴	

---

欠席議員(0人)

---

遅刻議員（１人）

８番 富岡喜芳

早退議員（０人）

---

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	西 山 光 博	教 育 長	吉 川 正 一
代 表 監 査 委 員	福 原 堅 悦	上 下 水 道 事 業 者 管 理 者	今 野 功 成
総 務 部 長	舛 谷 祐 幸	企 画 部 長	福 原 勝 人
市 民 部 長	加 藤 博 勝	健 康 福 祉 部 長	加 藤 実
農 林 部 長	福 田 浩	経 済 産 業 部 長	高 橋 正 人
建 設 部 長	古 屋 利 彦	災 害 復 旧 事 務 所 長	進 藤 孝 雄
病 院 事 務 長	富 樫 公 誠	教 育 指 導 部 長	佐 藤 英 樹
生 涯 学 習 部 長	安 達 成 年	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐々木 隆 幸

---

議会事務局職員出席者

局 長	齋 藤 博 美	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	進 藤 稔 剛	参 事	富 樫 康 隆
副 主 幹	佐 藤 和 人		

---

午前１０時００分 開 議

○議長（高橋幸晴） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは、８番富岡喜芳君であります。

---

○議長（高橋幸晴） 本日の議事は、議事日程第４号をもって進めます。

---

○議長（高橋幸晴） 日程第１、議案第８４号から日程第４、議案第９０号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長２３番金谷道男君。

（「はい、議長、２３番」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 金谷道男君。

【２３番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） おはようございます。

本会議第３日目、当委員会に審査付託となりました事件について、去る９月１７日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第８４号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、当局の説明に対し、質疑において「これまで成年被後見人は、地方公務員や消防団員になることができたのか。」との質問には「これまでは地方公務員法の中で成年被後見人と被補佐人は、なることができないという決まりになっていた。今回の関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、なることができるようになった。」との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第８６号「大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局の説明に対し、質疑において「印鑑登録で性別を削るとあるが、改正後の条例の登録事項に性別があるのはどうしてか。」との質問には「印鑑登録時には性別の登録は必要だが、印鑑登録証明書の証明事項からは削るということである。」との答弁でした。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第８５号「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第９０号「字の区域の変更について」は、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

**【 2 3 番 金谷道男議員 降壇】**

○議長（高橋幸晴） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 8 4 号から議案第 9 0 号までの 4 件を一括して採決いたします。本 4 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 4 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって本 4 件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第 5、議案第 8 7 号及び日程第 6、議案第 8 8 号の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長 1 3 番小松栄治君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋幸晴） 小松栄治君。

**【 1 3 番 小松栄治議員 登壇】**

○教育福祉常任委員長（小松栄治） 本会議第 3 日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る 9 月 1 3 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第 8 7 号「大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 8 8 号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 2 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

**【 1 3 番 小松栄治議員 降壇】**

○議長（高橋幸晴） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第 8 7 号及び議案第 8 8 号の 2 件を一括して採決いたします。本 2 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 2 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって本 2 件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第 7、議案第 8 9 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 7 番石塚柏君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） はい、7 番。

**【 7 番 石塚柏議員 登壇】**

○建設水道常任委員長（石塚 柏） ご報告いたします。

今次定例会、本会議第 3 日目に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る 9 月 1 3 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 8 9 号「大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「建築基準法改正により条例を改正するものだが、徴収した手数料は最終的には国の収入になるのか、それとも市の収入になるのか。」との質疑があり、当局からは「市の一般会計の収入になる。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第89号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第8、議案第91号から日程第14、議案第110号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、企画産業常任委員長6番秩父博樹君。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○企画産業常任委員長（秩父博樹） 今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る9月13日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、委員から、まちづくり課所管の地域振興事業費について「きょうわジビエ研究会のメンバーと人数を教えてください。また、どういった獣の肉を処理するのか。」との質疑に対し「現在のひとづくり応援事業の段階では、猟友会の方を主に、協和地域の方と、合わせて7名で構成されている。また、今回のものづくり応援事業補助金を活用して処理加工施設を整備し、熊、鹿、猪を解体処理することとし、今後は処理肉の有効活用も含めた組織運営を検討する予定である。」との答弁がありました。

次に、企業商工課所管の地域雇用活性化推進事業費について、委員から「この事業の補助率はいくらか。また、今回設立される大仙市雇用創造協議会の事務所は、どこに設

けるのか。」との質疑に対し「補助率は100パーセントである。また、大仙市雇用創造協議会の事務局は、市役所敷地内にある車庫2階の一室を借用し、設ける予定である。」との答弁がありました。

次に、観光課所管の観光費補助金について、委員から「事務局長交代に伴う引き継ぎのための人件費とあるが、1年間2人体制になるということか。これに係る人件費はいくらか。その負担は全部市で負担していかなければいけないのか。」との質疑に対し、当局からは「観光物産協会の事務については、通常の一般事務のほかに各イベント会場等での販売業務がある。特に、販売業務については、物販の仕入れから現地での調整、それから販売したものの売り上げ処理など多岐にわたり、その部分の多くを個人に頼っていたため、今回退職した場合、支障があるということで要望があったもので、人件費については343万3千円、この金額を市で負担することになる。」との答弁がありました。

さらに委員から「一般的に考えていかがかと思う。今後はよく考慮していただきたい。」との発言がありました。これに対して当局からは「今後の新たな雇用や昇給に関しては、人事評価を行ってもらいながら、事前に報告いただき、予算を組み立てていくという約束をしている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 次に、教育福祉常任委員長13番小松栄治君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 小松栄治君。

【13番 小松栄治議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小松栄治） 報告いたします。

議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、当委員会に

審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対しまして、生活保護事務費について、委員から「生活保護開始に伴う調査として、保険会社に対して行う調査とはどのようなものなのか。そして今回どのような変更があるのか。」との質疑があり、それに対しまして当局からは「生活保護申請を受理すると、その対象者の資産状況について、生活保護法第29条に基づく調査を行うこととなり、その際に生命保険会社に対しましては、対象者が生命保険に加入しているかどうか、書面を送付して調査している。これまで各福祉事務所が導入しているシステムによってばらつきがあった様式を、生命保険会社の要請もあり、今回のシステム改修により統一することになったものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第107号「平成30年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」であります。事業の執行が法令及び条例に基づいて適正に処理されているか、また、予算執行が経済性を確保し、公共の福祉に寄与しているかどうかなどにつき、担当職員の説明を求め、審査いたしました。

決算審査意見といたしまして、1点目、医業損益が赤字であり、これに一般会計等からの負担によって経常損益を黒字としている状況が続いていることから、今後は財政の支援を受けながらも損益の減少に努められたい。

2点目、医業未収金について、「個人未収金」については、段階的に件数及び残高とも減少し、努力されている姿が認められており、今後とも管理強化の推進に努められたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

【13番 小松栄治議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 次に、建設水道常任委員長 7 番石塚柏君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 石塚柏君。

【7 番 石塚柏議員 登壇】

○建設水道常任委員長（石塚 柏） ご報告いたします。

はじめに、議案第 9 1 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、道路河川課所管の災害危険区域内住宅移転促進事業費について、委員から「岩瀬・湯野沢地区 3 7 世帯のうち、国の移転補償対象外の 3 世帯について、市では今後、どのような助成を考えているのか。」との質疑があり、当局からは「まずは今回の補正をお願いして、現在の建物の移転費用の基礎となる数値を算出する。その後、この 3 世帯のうち 1 世帯が現在造成している住宅団地の方へ移転する意志を伝えているので、解体費と移転費について市で助成することを考えている。残りの 2 世帯については、別の場所に移転したいとの意向であるが、こちらについても解体費と移転費の助成を考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「この地区以外でも市内では危険な地域がたくさんあると思うが、その住民が移転したいと言ってきた場合、同じような補償を考えていくのか。」との質疑があり、当局からは「あくまで災害危険区域に指定したのは、この岩瀬・湯野沢地区だけであり、この 3 世帯に限った助成となる。」との答弁がありました。

次に、建築住宅課所管の住宅リフォーム支援事業費について、委員から「事業の開始から約 1 0 年が経過しているが、市内住宅産業の活性化や業者の雇用・収入面など、事業の検証はされているのか。」との質疑があり、当局からは「業者の収入面の調査などは、市ではできない部分もあり、コンサルタントに依頼しないとなかなか難しい。詳細な調査はできないと思うが、今後、事業者を対象に調査してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、災害復旧事務所所管の農地農業用施設災害復旧事業費について、委員から「復旧工事を行った水田に使用した耕土に粘土が含まれていたために、稲の生育に支障を来しているとのことだが、耕土の搬入途中で業者の方で粘土の混入に気付き、市の方に連絡が来たことはなかったのか。」との質疑があり、当局からは「基盤を作る過程で市が指定した耕土に粘土が混入していたことは、請負業者及び現場監督員や市で確認されたが、最善の方法を考えたときに、再度撤去して新たな土を入れるとなれば非常にコスト

が高くなり、受益者の負担も増すため、良質な土と細かく混在させ施工してはと見え、その案でもって復旧を行った。」との答弁がありました。

そのほか、2、3の質疑がありました。が、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第92号「令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」及び議案第93号「令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）」の2件につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第108号「平成30年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」から議案第110号「平成30年度大仙市下水道事業会計決算の認定について」までの3件につきましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか、監査委員の審査意見書等を参考に審査を行いました。

本3件につきましては、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第91号から議案第93号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第107号から議案第110号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は認定であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって本4件は、認定することに決しました。

---

○議長(高橋幸晴) 次に、日程第15、議案第94号から日程第27、議案第106号までの13件を一括して議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。決算特別委員長18番佐藤芳雄君。

(「はい、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 佐藤芳雄君。

【18番 佐藤芳雄議員 登壇】

○決算特別委員長(佐藤芳雄) ご報告いたします。

令和元年第3回大仙市議会定例会第3日目の本会議におきまして、当決算特別委員会に審査付託になりました議案第94号「平成30年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第106号「平成30年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの13件につきましては、9月12日、本会議終了後に決算特別委員会を開催し、分科会の設置とその委員の選任、さらに各分科会の正副会長の選任についてお諮りし、出席委員の一致をもって承認されました。

続いて、付託されました議案の継続審査についてをお諮りしました結果、出席委員の一致をもって、閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(高橋幸晴) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 質疑なしと認めます。

【18番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長(高橋幸晴) 以上で決算特別委員会の報告を終了いたします。

---

○議長(高橋幸晴) 次に、日程第28、請願第12号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長 23 番金谷道男君。

(「議長、23 番」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 金谷道男君。

【23 番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長(金谷道男) ご報告いたします。

請願第12号「請願書(請願事項:秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください。)」につきましては、委員から「日本全体のことを考えるとイージス・アショアの配備計画には賛成である。ただ、現在の状況から、新屋地区への配備については疑問がある。防衛大臣も代わり、ゼロベースで再調査を行っていることや県議会、秋田市議会で同様の請願、陳情の審査状況からも継続審査とすべきである。」との意見と「願意妥当であり、採択すべき。」、また「市民目線で考えると、危険なものを作るべきではなく、採択すべき。」との意見がありました。

はじめに、継続審査については挙手による採決の結果、賛成少数により否決されました。

次に、挙手による採決の結果、賛成多数により、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(高橋幸晴) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 質疑なしと認めます。

【23 番 金谷道男議員 降壇】

○議長(高橋幸晴) これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 討論なしと認めます。

これより、請願第12号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者7人 起立)

○議長(高橋幸晴) 起立少数であります。よってこの本件は、不採択と決しました。

---

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第29、陳情第30号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長6番秩父博樹君。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○企画産業常任委員長（秩父博樹） ご報告いたします。

陳情第30号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋幸晴） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

これより陳情第30号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

---

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第30、意見書案第18号及び日程第31、意見書案第19号の2件を一括して議題といたします。

意見書案第18号は企画産業常任委員長から、意見書案第19号は議会運営委員長から提出されております。

お諮りします。意見書案第18号及び意見書案第19号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって本2件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 討論なしと認めます。

これより意見書案第18号及び意見書案第19号の2件を一括して採決いたします。本2件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書案第18号及び意見書案第19号について、この条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

---

○議長(高橋幸晴) 次に、日程第32、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務

調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

---

○議長(高橋幸晴) 次に、日程第33、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付のとおり令和元年度宮崎神宮大祭、令和元年度県南地域市議会議員研修会及び令和元年度秋田県市議会議長会議員研修会へ議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 異議なしと認めます。よって、令和元年度宮崎神宮大祭、令和元年度県南地域市議会議員研修会及び令和元年度秋田県市議会議長会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

---

○議長(高橋幸晴) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

---

○議長(高橋幸晴) これにて令和元年第3回大仙市議会定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり大変ご苦勞様でした。

午前10時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員